

# いじめの問題

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

# 被害者であり、傍観者であり、加害者でもある私

渡邊 充佳(社会福祉士 02年入学 生活科学部卒)

**突然やってきた「異星人」**  
1994年の初夏、ある小学校の5年生クラスに、一人の転校生がやってきた。転校生は、自己紹介のあいさつから丸一日、聞きなれない丁寧語を使って話をしていた。この学校では、生徒が教師に対して「タメ口」を大きくすることが普通で、教師の側も、生徒一人ひとりにあだ名で呼びかけるくだけた雰囲気があった。そこに突然現れた、やけに丁寧な言葉遣いをする転校生は、翌日から「異星人」として扱われるようになった。彼が校内で歩いている姿を見かけると、あちこちから彼を指さして声が上がった。「異星人」の姿を一目見るだけの目的でわざわざ教室までやってくる生徒もいた。また、「異星人」の側も、これはまじいと感じ、少なくとも同級生同士の会話では丁寧語を封印したが、いったん惹起し、固定化されたイメージはそう簡単に払拭されない。興味本位の質問を受けることもあったが、嫌がらずに応じた。「異星人」は、自らに向けられるまなざしに戸惑いつつ、一刻も早く、このコミュニティの一人員として認められたい。しなればならないと思っていた。

利用されている気もしたが、それでも、声をかけられた。いよりはマシだと思っていた。ここで生きていくしかないのだから、こうして、仲間に入れてもらえらるようになればと願っていた。

**たったひとりのかくれんぼ**  
夏が過ぎ、秋が深まってきたある日の放課後、数名の同級生から遊びに誘われ、校区の集合団地の敷地内で、かくれんぼをするようになった。私が鬼になり、目をふさぎ、数をかぞえ、「もういいかい」と呼びかけた。はじめは「まあだよ」という声がちらほら聞こえたが、そのうち、返事が途絶えた。いつまでもたっても「もういいよ」の返事がなく、待ちかねた私は、団地の敷地一帯を探し回った。しかし、同級生たちの気配をどこにも感じることができなかった。ただ、日に日が暮れはじめ、家に帰らないといけない時間になった。さすがにこの時点で、悟らざるをえなかった。私は「はめられた」のだと。言葉もなかった。ただ、果敢としていた。ただ、この日、わが身に起きたこと、誰にも知られてはならない、語ってはならないと思つた。親に心配をかけてしまうだろうという気遣いでさえなく、他ならぬ私自身が、私を心底極めて恥どと感じていた。そんな心持で誰だあれ他人に語りうるはずがなかった。明日、どんな顔をして、私を置いてきぼりにした同級生たちと顔を合わせればよ

いのか。この日の出来事を、「なかつたことしよう」と決めた。翌日以降も、それまでと変わらず、私は彼らに挨拶した。かくれんぼの最中、どうして私を残して誰もいなかったのか、問うこともしなかった。彼らの側から、その日について話題に上ることはなかった。

**新たな「異分子」の登場**  
3学期の始業式の日、新しい転校生がやってきた。その瞬間から、私はクラスの中で、転校生を迎え入れる側の人間になつた。その転校生は、周りから何と言われようと、自分が感じたことをストレートに表現し、「俺の勝手だろ」と突っぱねる態度がみられた。なんと多くの馴れ合いが強いクラスの中で、彼れ「異分子」として気味悪がられ、からかい・非難の対象となつた。私はなぜだが彼と気が合つた。偶然にも、彼が引越してきたのは自宅のすぐ隣の家で、登下校はほぼ毎日、彼と一緒にだつた。放課後も、お互いの家の前で長時間立ち話をしたり、彼の家に遊びに行つて過つたりするのが私の日常になった。大半の同級生が帰った後の教室で、二人でプロレスごっこに明け暮れることもあった。

これだけ一緒に遊んでいながら、私は彼が何かにつけ同級生たちにイチャモンをつけられ、責められる場面に遭遇しても、



# 再考「いじめ」という 人権問題

園田 雅春(元大阪教育大学教授)

ポトル缶コーヒーを開栓するなり、平気で飲み始めました。すぐさま声が上がりました。「先輩、やめてくださいよ」悲しそうな表情で声を上げたのは缶コーヒーマスター。「先輩」は謝りもせずに栓を閉じるだけ。周囲は沈黙。その場に居合わせた私は黙認することができませんでした。「これって先輩いじめでは——」「先輩」は表情を変えませんでした。く、少しうなずくだけでした。中学校、高校ではありません。圏外のある大学の業間、教室での出来事です。「先輩」は軽い気持ちでやったのかもしれない。しかし、された側にとってはたまりません。相手は先輩だから強く出せないだろう。「先輩」にそのような予断があつたことなら、なおさら悪質です。泣き寝入りせずに、声を上げた先輩は「あつぱれ」。しかし、この先輩は、自分の先輩に同様のことを仕返ししないだろう。いや、自分がされて苦痛だったことはしないはず……。

微塵もないのではないか。今後もしも立場を乱用して同様のことをするのだろうか。しかし、少しの「現実想像力」を働かせることさえできたなら……。たかが一本の缶コーヒーマスターのこともありません。が、さまざまな思いを巡らせてしまいました。もし、自分が先輩の立場だったら、不愉快きわまりないと思うからです。

## 「いじめ」問題は なくならないのか

皆さんも、これまでの学校生活のなかで、被害者の立場、加害者の立場などから大小さまざまなことを経験しているにちがいありません。思い出したくない苦しい体験をしている人もいることでしょう。また、「いじめ」問題に関して、これを何としても撲滅させようと立ち上がり、児童会活動・生徒会活動などで積極的に取り組んだ人も決して少なくないと思います。しかし、残念なことに「いじめ」問題の認知件数は、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で年々増加の傾向にあります。これは問題を「積極的に把握しようとする動きが広がったため」という見方、つまり感知性の高まりに起因する、という分析もあります。ところが、一方で「いじめ」被害者の安心・安全が保障されなかったり、不登校にならざるを得なかったりする「重大事態」が増えていることも深刻な事実です。「いじめ」問題は、なぜなら「いじめ」とはどのように定義されているのでしょうか。改めて見つけていきたいと思います。二〇一三年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。「天津市中二いじめ自死」を大きなきっかけとするものですが、この法律のなかで、「いじめ」は次のように定義されています。「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」という。つまり、被害の立場にある者が「心身の苦痛を感じている」なら、それは「いじめ」に該当しま



す。加害の立場にある者が「いじめではない。遊びのつもりでやっただけ」といっても、それは単なる言い逃れに過ぎないのです。

この法律で「学校」とは小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校を指します。大学が対象外なのはなぜか。ぜひ各自で熟考してもらいたいと思います。

### 「仲裁者」の存在価値を

注視

しかし、「いじめ」は加害・被害の二者の関係性だけでとらえることができるほど単純なものではありません。いまや定説とされている「いじめの四層構造論」（森田洋司・大阪市立大学名誉教授一九八五）が示す通り、被害者を中心として加害者・観衆・傍観者の四層が同心円状に構造化したものととしてとらえることが必要です。また、教職員・保護者の立ち位置も大きく影響することはいうまでもありません。さらには、四層構造を打ち破る立場として「仲裁者」の存在価値にも注視すべきなのです。仲裁者の言動の有無によって、

「いじめ」問題打開の途は大きく左右されます。

ところが、これらの四層は固定化するのではなく、加害者と被害者は入れ替わりながら進行するというデータが報告されています。「いじめは回ってくる」という子どもたちの実感が立証されたことにもなります。（国立教育政策研究所二〇一六）

次に、四層構造のなかで「いじめ」事案が発生する要因について考えてみましょう。要因は直接間接の当事者である四層の子どもたちだけにあるのでしょうか。じつは、「いじめ」加害に至る背景が次の通り三点にわたって明らかにされています。

①不機嫌怒りストレス  
②友人ストレスサー（ストレスを生む要因が友人に関するイヤな出来事にある場合）  
③競争的価値観

調査の結果、この三大要因が高じると「いじめ」加害に向かいやすくなる、リスクが高まるというのです。しかし、「ストレスサー」を緩和させる社会的支援（教師・友人・家族との良好な関係）がある場合、このリスクは低減するとされています。（国立教育政策研究所二〇一五）  
四層構造の基盤をなす社会的環境。これが及ぼす影響力も看過できないことは明白です。

### あなたなら

どう問いかけますか

いじめの誘因として「いじめられる人も悪いところがある」という意見があります。あなたはどう考えますか。金沢市教育委員会の最近の調査によると、「そう思う」と答えた中学生が35・5%。3人に1人以上という高率の結果でした。

金沢市に限らないことだと思われませんが、この中学生たちにいくつか問うてみたいものがあります。さて、あなたならどのようなことを問いかけますか。

「では、悪いところがない人って、いるのだろうか」と、語り始める人もいます。Nobody is perfectというフレーズが想起されますが、私自身を省みても、このフレーズを全否定することはできません。また、次のように問いかける人もいると思います。

「いじめられる人も悪いところがある」。仮にそうだとすると、だからといって、相手をいじめるといふ言動に出ることはどうなのだろうか。

「いじめ防止対策推進法」を持ち出すまでもなく、いじめは明らかに人権侵害なのです。人権侵害的手段を行使することは許

されるものではありません。あなたの話を聴いて、中学生はこのようにつぶやくかもしれません。

「じゃあ、どうすればいいの」この一言は相手が納得してくれたことの証左だと思えます。中学生からのこの反問に、あなたのこれまでの経験も踏まえて誠心誠意応答してほしいものです。この二例以外にも、いや、この例を超えるような納得のいく問いかけを是非あなたから発信してもらいたいものです。

「いじめ」問題を通して人権侵害について考えてきました。「いじめ」は相手を排除し、存在そのものを否定する非人間的行為に他なりません。

あなたの身とその周辺・社会に人権侵害にかかわる問題はないでしょうか。

部落差別をはじめとする、「いじめ」等々あらゆる人権侵害を許さない社会。すなわち、一人ひとりが「人権を享有するかけがえない個人として尊重される社会」をいかに築き上げていくか。そのために自分がなすべきことは何か。

これらの課題を基軸にすえて、これから始まる大学生活で深く豊かに学んでいられることをここから期待しています。

# 学校におけるいじめの問題

水野 君平(北海道教育大学旭川校講師)

## 0. はじめに

文部科学省が発表した平成30年の小学校から高等学校及び特別支援学校でのいじめ認知件数は前年度と比べて増加傾向であり、全体で543,933件でした(文部科学省、2019)。<sup>1</sup>まず、この調査での「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法で用いられている「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。そして、認知件数とは児童生徒が報告した件数ではなく、教師が報告した件数を差します。<sup>2</sup>そのため、子ども同士の喧嘩もいじめに含まれる可能性があると、現在の「いじめの定義」と、教師が発見・報告したものという点で留意しなければいけません。そして、この結果を真摯に受け止めなければいけないことは事実でしょう。なお「いじめ」は、学校だけではなく職場や家庭、刑務所など様々な場所で起こりうるものとされていますが、ここでは学校のいじめに焦点を当てて解説していきます。

1 一方で、認知件数が多い学校は、それだけいじめを教師が発見して報告できている学校であるという見方もできます。

## 1. いじめの種類

まず、いじめにはどのような種類(手口)があるのでしょいか。国内外の多くの研究で大まかに共通しているものとしては、身体的なもの、言語的なの、噂を広めるもの、そしてネットによるものがあります。一部の研究では、性的なものや金品を要求するものが含まれたいりもします。国立教育政策研究所が行った「いじめ追跡調査2013-2015」<sup>2</sup>では、「仲間はずれ・陰口」、「からかい・悪口」、「軽い身体的暴力」、「強い身体的暴力」、「金品強要・器物損壊」、「ネットでの攻撃」の6項目が調査で用いられており、新学期になってから受けたいじめの頻度を尋ねています。小中学生ともに経験率が高いのが「仲間はずれ・陰口」と「からかい・悪口」で、低いのが「金品強要・器物損壊」と「ネットでの攻撃」になっていきます。また、「身体的暴力」よりも「仲間はずれ・陰口」や「からかい・悪口」の被害割合が高いことも示されています。いじめ被害で多いのが身体的なものよりも言語的なのや間接的(仲間はずれや噂)なものが多く、強い身体的なものや金品を

要求するなどのより深刻ないじめは割合がかなり少ないとされていますが、「週に何度も受けている」という深刻な被害を受けている児童生徒も一定数いるという現実があります。

2 この調査では、明示的に「いじめの定義」はなされておらず、各質問項目から直接いじめの頻度を出しています。

## 2. 「学校」という文脈を外すとみえるもの

いじめ加害が人権の問題とどう関わるかについては、他者に危害を加えるという意味で関わってくるでしょう。さらに、内藤(2012)では学校という文脈を外して考えるときいじめの特質が浮かんでくるとも指摘しています。例えば、お店で誰かが他の誰かを殴っている場面を見かけた場合、大抵の人は店員を通して警察に通報したり(または自分で通報する)、警察が来るまで間に立って止めに入ったりでしょう。そして、殴りかかった人は警察に連行され、通報した人や間に入った人は善いことをしたと見なされるはずですが。しかし、学校で起こる「暴力系はいじめ」に関してはこの通りにはならず、ある児童生徒が他の児童生徒に暴力をはたらいたとしても、直ちに警察に通報して法を介在させる「市民

社会の理論」が通じないと内藤(2012)は指摘します。関連したことを組体操の問題についてですが内田(2015)も指摘しています。例えば、労働において2メートルを超える高所作業は手すりや安全帯などの落下防止措置を設けることが法律で定められているにもかかわらず、体育祭での巨大なピラミッドの組体操はそのような落下防止措置が設けられることはありません。このように、いじめに限らず、学校という環境は「市民社会の理論」とは異なる理論で動いていることがいえそうです。そのため、殴る・蹴るといった「暴力系のいじめ」に対しては「学校外の治外法権」を廃して、学校外の社会と同じく法に委ねるべきであると論じています。学校の中ではそのような発想に至ることが難しいですが、「警察を呼ぶ」「告訴する」などの警察・司法を素早く介入させることが「暴力系のいじめ」の抑止・解決にとつては大切であるという事です。

なお、無視や仲間はずれといった「コミュニケーション操作系のいじめ」に対しては法で対処することは不可能であり、そうすべきではないと内藤(2012)は指摘しています。そうではなく、そのようなことをする相手とは付き合わないという流動的な人間関係やそれを可能にする環境―学級

制度の解体―が鍵となると指摘しています。悪質な噂を流すことがあれば法で対処できるかもしれないませんが、「コミュニケーション操作系のいじめ」は「暴力系のいじめ」より被害頻度が多いにもかかわらず短期的な対処が難しいことが今後の課題であると考えられます。

### 3. すいじめ被害がもたらす長期的な影響

言うまでもなく、被害者にとつていじめは短期的に悪影響を及ぼします。例えば、いじめ被害を受けている児童生徒ほど抑うつ傾向が高いなどの調査結果があります(村山他, 2015)。それだけでなく、その後の人生に対して長期的な影響はあるのでしょうか。国内外の研究知見から、このことが明らかになっています。水谷・雨宮(2015)では、大学生に対して回顧的に(過去を振り返って)小学校から高校の頃のいじめ被害の経験と現在の自尊心やWell-beingとの関係を調査しました。その結果、過去のいじめ被害の経験は大学生の時点での自尊心や幸福感などを下げ、不安傾向を高めたといったことが明らかとなりました。また、イギリスでのコホート(個人を経時的に追跡する)研究ではありますが、Takizawa, Maughan, & Arseneault(2014)では、幼少期のいじめ被害とその後

の健康を明らかにしています。その結果、7・11歳でいじめ被害を多く受けると、23・50歳での心理的苦痛抑の増加、45歳でのうつ・不安障害などの精神的健康の悪化、45歳での自殺企図の増加、50歳での自殺企図の増加(QoL:生活の質)を下げるといった悪影響を及ぼすことが明らかにされました。また、心理的苦痛や抑うつは時折いじめを受けてしまうだけで悪影響を受けることも明らかとなりました。このように、いじめは被害者の一生を健康・生活の側面から大きく変えてしまう可能性がある行為であり、その影響の恐ろしさが伺えます。

### 4. おわりに

いじめは、様々な種類があること、特に学校の中での「暴力系のいじめ」の奇妙さ、そしていじめ被害を受けるとその後の人生にも影響するという内容を解説しました。いじめは絶対あつてはならないことですが、ゼロにすることはとても難しいことです。時折凄惨ないじめ事件が報道されることもあります。それでもなお、国内外ではいじめに関する研究知見が蓄積されていき、Kivaプログラムのように効果のある介入法や教育も明らかにされてきています。最後に、読者の皆さんの中にいじめなど学校の問題に関心がある方は「引用文献」の文献を読んで学んでみてください。

### 5. 引用文献

国立教育政策研究所(2016). いじめ追跡調査 2013-2015 Retrieved from <https://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html> (2020年10月13日)

水谷聡秀・雨宮俊彦(2015). 小中高時代のいじめ経験が大学生の自尊感情とWell-Beingに与える影響. 教育心理学研究, 63, 102-110.

文部科学省(2019). 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について Retrieved from [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/10/1422020.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm) (2020年10月13日)

村山恭朗・伊藤大幸・浜田恵・中島俊思・野田航・片桐正敏・辻井正次(2015). いじめ加害・被害と内在化/外在化問題との関連性. 発達心理学研究, 26, 13-22.

内藤朝雄(2012). いじめの構造―なぜ人が怪物になるのか― 講談社

内田良(2015). 教育という病―子どもと先生を苦しめる「教育リスク」 光文社

Takizawa, R., Maughan, B., & Arseneault, L.(2014). Adult health outcomes of childhood bullying victimization: evidence from a five-decade longitudinal British birth cohort. American journal of psychiatry, 171, 777-784.